

報道関係者各位

2007 年 12 月 20 日

日本郵政株式会社
郵便局株式会社**「簡易局チャンネルの強化のための検討会」(第1回)の開催について**

日本郵政株式会社(東京都千代田区霞が関、取締役兼代表執行役社長 西川 善文)は、このたび、日本郵政株式会社内に、取締役兼代表執行役社長の諮問機関として、「簡易局チャンネルの強化のための検討会」を設置し、本日、第一回の検討会を開催いたしました。

日本郵政グループでは、全国にわたる郵便局ネットワークによりお客さまサービスを提供しており、郵便局ネットワークの維持、活用は、日本郵政グループにとっての最重要課題です。

しかしながら、現在、委託により設置していた簡易郵便局の一部が一時閉鎖されている状況であり、郵便局ネットワークを維持する簡易局チャンネルの強化は、喫緊の対応が必要と認識しております。

「簡易局チャンネルの強化のための検討会」では、既存施策の抜本的な見直しにより既存受託者の継続と、一時閉鎖局の新たな受託者の確保を行うことにより、簡易郵便局チャンネルの強化を図れるよう、新規施策の具体化、スケジュール化、一部施策の試行等を行います。

第一回の検討会では、「簡易局チャンネル強化のための緊急対策」として別紙2のとおり取り纏め、今後、この決定に基づき継続的に施策を検討、実施してまいります。

以 上

- 【別紙1】 「簡易局チャンネルの強化のための検討会」開催要領
【別紙2】 「簡易局チャンネル強化のための緊急対策」

【報道関係の方のお問い合わせ先】

郵便局株式会社 総務部 広報室(報道担当)

電話:(直通) 03-3504-4127

(FAX) 03-3595-0839

「簡易局チャネルの強化のための検討会」

開催要領

1 目 的

簡易郵便局の一時閉鎖局が増加する中、既存施策の抜本的な見直しにより既存受託者の継続と新たな受託者の確保の改善を行い、もって簡易郵便局チャネルの強化を図れるよう、新規施策の具体化、スケジュール化、一部施策の試行等を行う。

2 位置付け

日本郵政(株)取締役兼代表執行役社長の諮問機関

3 検討事項

- (1) 委託スキームの見直し（手数料体系 など）
- (2) 効果的な新規受託者の確保のための方策（地方公共団体・自治会への対応 など）
- (3) その他

4 委 員（敬称略）

(1) 簡易郵便局受託者

かわさき しげとし 川崎 茂俊	全国簡易郵便局連合会	会長	さいたなか 財田中簡易郵便局長（香川県）
いとう みちお 伊藤 道雄	全国簡易郵便局連合会	副会長	ひがしがおか 東ヶ丘団地簡易郵便局長（福岡県）
さかした ひさと 坂下 尚登	全国簡易郵便局連合会	理事	さいわいちよう 幸 町 簡易郵便局長（岩手県）

(2) 地方自治体

みかみ しゅん 三上 潤	岩手県岩泉町	総務課長
きよかわ なおき 清川 直樹	三重県松阪市	宇気郷地区市民センター所長

(3) 郵便局(株)

つばい としひろ 壺井 俊博	郵便局株式会社	執行役員（経営企画部長及び店舗企画部）
いとう さとる 伊藤 聖	郵便局株式会社	執行役員（業務部）

(4) 受託者の募集事務を担当している実務者

きくち いくお 菊池 郁夫	郵便局株式会社東北支社	店舗ネットワーク室長
みついし みつお 満石 光男	郵便局株式会社九州支社	店舗ネットワーク室長

5 オブザーバー

みやざき じゅんいちろう 宮崎 順一郎	郵便事業株式会社	執行役員（経営企画部長）
むかい りき 向井 理希	(株)ゆうちょ銀行	常務執行役（経営企画部長）
かとう のぶやす 加藤 進康	(株)かんぽ生命保険	経営企画部長

6 事務局

事務局長	さき き ひではる 佐々木英治	日本郵政株式会社	専務執行役
	はせ がわ あつし 長谷川 篤	日本郵政株式会社	経営企画部担当部長

7 スケジュール

2007 年 12 月 20 日	第 1 回
2008 年 1 月下旬	第 2 回
3 月中旬	第 3 回（最終回）

2007 年 12 月 20 日
簡易局チャネルの強化のための検討会（第一回）

簡易局チャネル強化のための緊急対策

1 受託者募集のローラー作戦の展開

(1) 内 容

- ・ 郵便局会社のホームページで、受託者の募集を告知する。
- ・ 受託者募集のため、分かりやすいパンフレットを新たに作成し、お問い合わせのあった方に郵便局株式会社の支社から送付する。
- ・ 郵便局株式会社の全支社において、一時閉鎖中の簡易局の地元自治会に対する集中的訪問活動を実施する。

(2) 実施時期

- ・ 平成 19 年 12 月下旬

2 営業時間の弾力化

(1) 内 容

- ・ 一時閉鎖局を再開するに当たって、現在、原則として午前 9 時から午後 5 時（金融業務については午後 4 時）までとなっている営業時間を、取扱量の見込みが少ない場合などを中心に、1 日当たり 4 時間程度とすることを認める。
- ・ この場合の委託手数料は、従来とは別料金とする。

(2) 実施時期

- ・ 平成 20 年 2 月中を目途に関係機関等と調整を終えた後、受託者募集の条件に加える。

3 移動郵便局の試行

- ・ 一時閉鎖局対応の応急措置として、車両を使った「移動郵便局」を導入することとし、平成 19 年度中にその試行を行う。
- ・ 移動郵便局となる車両等、試行の概要について、平成 19 年 12 月中に公表する。
- ・ なお、移動郵便局の車両の愛称を公募する予定。

4 分室の暫定的開設

- ・ 近隣郵便局まで相当の距離がある等、一時閉鎖局の再開の必要性が極めて高い場合について、応急措置として、暫定的に、一定期間、郵便局会社の直営郵便局の分室を開設する。
- ・ 設置場所は、基本的に、当該一時閉鎖局の近隣の公共施設等の空きスペースを利用する。
- ・ 分室を暫定的に開設している期間中、簡易郵便局受託者の募集を引き続き行い、受託者が確保されれば、簡易郵便局に移行する。
- ・ 対象箇所の選定等、必要な検討を早急に行う。

5 近隣直営局の渉外職員の巡回サービス

(1) 内 容

- ・ 一時閉鎖局対応の応急措置として、当該一時閉鎖局の近隣の公共施設等の空きスペースを利用して、郵便局株式会社の直営郵便局の渉外職員が巡回し、預り証を発行し証書をお預りする等の方法により サービスを提供する。

(2) 実施時期

- ・ 平成 20 年 2 月中を目途に関係機関等と調整を終えた後、空きスペースや渉外職員の確保ができた地域から実施する。